

地方独立行政法人青森県産業技術センターの財務諸表の承認 及び利益処分の承認に係る確認について

地方独立行政法人法第 34 条及び同第 40 条に基づく、知事による財務諸表の承認及び利益処分の承認に当たっては、評価委員会より意見を聴取することとなっていることから、これに先立ち、以下により財務諸表等関係書類の確認を行った。

1 確認の方針

- (1) 財務諸表は、住民その他の利害関係者の判断を誤らせることのないよう財政状態及び運営状況を適切に示す必要があること。
- (2) 財務諸表等の数値については、監事による監査の対象となっているため、県としては、主要な計数等の確認及び法律等に適合しているかの「合規性の遵守」と「表示内容の適正性」の観点から確認を行うこと。

- ・合規性の遵守 … 地方独立行政法人等の法令に適合した財務諸表の作成及び提出がなされているかどうか。
- ・表示内容の適正性 … 財務諸表の表示内容が地方独立行政法人会計基準への適合等の観点から適正なものとなっているかどうか。

2 確認内容

財務諸表の承認及び利益処分の承認については、法第 34 条と第 40 条で法令上の位置付けは異なるが、下記「合規性の遵守」及び「表示内容の適正性」について、確認すべき項目は基本的に重複していると考えられるため、下記により一括して確認を行った。

(1) 合規性の遵守

確認項目	確認結果
①提出期限は遵守されたか。	・ 6 月 30 日收受。
②必要な書類は全て提出されたか。	・ 以下の書類が提出された。 ①財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書） ②決算報告書 ③事業報告書 ④監事の意見
③監事の監査証明に、財務諸表の承認に当たり考慮すべき意見はないか。	・監事の監査報告書は、適正意見表示であり、財務諸表の承認に当たり考慮すべき特段の意見はなかった。

(2) 表示内容の適正性

確認項目	確認結果
①記載すべき項目について、明らかな遺漏はないか。	・財務諸表等の提出を受けた全ての書類について、表示科目、会計方針、注記等について、明らかな遺漏はないことを確認した。
②計数は整合しているか。	・合計等の基本的な計数について、整合を確認した。
③書類相互間における数値の整合は取れているか。	・主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合を確認した。
④行うべき事業を行っているか。	・業務実績報告書により確認した。
⑤運営費交付金に係る会計処理は適正か。	・費用進行基準に基づき、費用の発生額と同額について運営費交付金が収益化され、その残額について、運営費交付金債務として残っていることを確認した。(注)
⑥利益処分の承認を受けようとする額は適正か。	・本県の承認基準に照らし、利益の発生理由及び利益処分の承認を受けようとする額の算出方法が、本県の承認基準に沿ったものであることを確認した。 資料2「利益処分の考え方について」参照 資料3「利益処分の承認基準について」参照

(注) 費用進行基準における会計上の取扱い

業務を効率的に運営した結果、収益化しなかった運営費交付金の執行残については、運営費交付金債務として、中期目標期間中は翌事業年度の事業に使用することができる。

ただし、県派遣職員人件費やプロパー職員の退職金など、用途が限定される運営費交付金については、費用の発生額が運営費交付金算定時の見込みよりも少ない場合の残余を、運営費交付金債務のまま翌事業年度に繰り越し、翌事業年度の運営費交付金に財源充当後、精算する。

3 確認結果及び所感

合規性の遵守及び表示内容の適正性に整合していることを確認した。

(1) 財務諸表の承認

地方独立行政法人会計基準に照らし、金額に重要と認められる齟齬はなく、知事による財務諸表の承認に当たって、事務局として特に意見はない。

(2) 利益処分の承認

本県の承認基準に照らし、利益処分の承認を受けようとする内容及び額については承認基準に適合するものであり、知事による利益処分の承認に当たって、事務局として特に意見はない。

(参考)

○地方独立行政法人法（抄）（平成15年7月16日法律第118号）

(中期計画)

第26条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 (略)

5 (略)

(財務諸表等)

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。第四項及び第九十九条第八号において同じ。）を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益及び損失の処理等)

- 第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。
- 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。
- 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
- 5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 6 地方独立行政法人は、第四項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。
- 7 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

○地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解

(平成16年3月24日総務省告示第221号)

第71 法第40条第3項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」(承認前にあっては「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」としてその総額を表示しなければならない。

<参考> 経営努力認定の考え方について

- 1 利益の処分に関する書類における「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」(承認前にあっては「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」)は、地方独立行政法人の当該事業年度における経営努力により生じたとされる額である。
- 2 上記1の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものでは

なく、合理的な用途でなければならない。

- 3 「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。
- 4 具体的には、以下の考え方によるものとする。
 - (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「第24行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益については、経営努力により生じたものとする。
 - (2) 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合には、その結果発生したものについては、原則として経営努力によるものとする。（本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したものと認められる場合には、経営努力によらないものとする。）
 - (3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した場合は、経営努力により生じたものとする。